

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	鳥取市 児童手当事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥取市は児童手当事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

児童手当の支給に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

鳥取市長

公表日

令和7年12月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当事務
②事務の概要	<p>・児童手当法の規定に基づき、児童を養育する者に対して、児童手当の支給を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、児童手当法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の規定に従い、以下の事務で収集及び提供を行っている。</p> <p>①認定請求書、額改定届の受付・審査・通知書の作成 ②受給事由消滅届の受付・審査・通知書の作成 ③未支払請求書の受付・審査・通知書の作成 ④児童手当の給付 ⑤現況届の受付・審査・通知書の作成 ⑥氏名・住所・支払金融機関変更届の受付</p> <p>※事務に係る申請・届出等は、窓口・郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。</p>
③システムの名称	児童福祉システム、宛名システム、団体内統合宛名システム（番号連携サーバ）、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名特定個人情報ファイル、児童手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項 別表81の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 【情報提供の根拠】 42, 125, 141, 161の項 【情報照会の根拠】 106, 107の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども部こども家庭局こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 本庁舎4階 Tel.0857-20-3121
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先	健康こども部 こども家庭局 こども未来課 〒680-0845 鳥取県鳥取市富安二丁目138番地4 駅南庁舎1階 TEL.0857-30-8239
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童手当事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</div> <div style="text-align: right;"><選択肢></div> </div> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	<p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項として次の事項を遵守している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とする。 ・複数人での確認や所属長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残す。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認する。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月24日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	①認定請求書、額改定届の受付・審査・通知書の作成 ②受給事由消滅届の受付・審査・通知書の作成 ③未支払請求書の受付・審査・通知書の作成 ④児童手当の給付 ⑤現況届の受付・審査・通知書の作成 ⑥氏名・住所・支払金融機関変更届の受付	①認定請求書、額改定届の受付・審査・通知書の作成 ②受給事由消滅届の受付・審査・通知書の作成 ③未支払請求書の受付・審査・通知書の作成 ④児童手当の給付 ⑤現況届の受付・審査・通知書の作成 ⑥氏名・住所・支払金融機関変更届の受付 ※事務に係る申請・届出等は、窓口・郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。	事前	びったりサービス開始に伴う追記
令和5年3月24日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童福祉システム、宛名システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)、中間サーバ	児童福祉システム、宛名システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事前	びったりサービス開始に伴う追記
令和5年3月24日	II ときい値判断項目/1.対象人数/いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和5年2月1日時点	事前	びったりサービス開始に伴う修正
令和5年3月24日	II ときい値判断項目/2.取扱者数/いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和5年2月1日時点	事前	びったりサービス開始に伴う修正
令和5年11月20日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署	健康子ども部子ども家庭課 子ども家庭課長	健康子ども部子ども家庭局子ども未来課 子ども未来課長	事後	見直しに伴う修正
令和5年11月20日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問	健康子ども部子ども家庭課	健康子ども部子ども家庭局子ども未来課	事後	見直しに伴う修正
令和5年11月20日	II ときい値判断項目/1.対象人数/いつ時点の計数か	令和5年2月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	見直しに伴う修正
令和5年11月20日	II ときい値判断項目/2.取扱者数/いつ時点の計数か	令和5年2月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	見直しに伴う修正
令和6年12月4日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 本庁舎4階	2025/12/42	事後	見直しに伴う修正
令和6年12月4日	1. 対象人数	令和5年11月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	見直しに伴う修正
令和6年12月4日	2. 取扱者数	令和5年11月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	見直しに伴う修正
令和6年12月4日	IV リスク対策	-	新様式による項目追加	事後	見直しに伴う修正
令和6年12月4日	I 関連情報/3 個人番号の利用/法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)別表第一 56項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第44条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表81の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条	事後	見直しに伴う修正
令和6年12月4日	I 関連情報/3 情報提供ネットワークシステムによる情報連携/法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)26・30・87の項(別表第二における情報照会の根拠)74・75の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(情報提供の根拠)第19条、第44条(情報照会の根拠)第40条	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表【情報提供の根拠】42、125、141、161の項【情報照会の根拠】106、107の項	事後	見直しに伴う修正